



目 次	
告 示	ページ
○告示（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正（漁業管理課）	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令（ 〃 ）	1
◎告示（高知県行政手続条例の一部を改正する条例による改正後の高知県行政手続条例第44条第1項の公示に関し必要な事項の定め）の一部改正（法務文書課）	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（9・5揭示）	1
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	1
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	1

告 示

高知県告示第524号の2
 令和6年3月高知県告示第251号（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。
 令和6年9月5日（揭示済）
 高知県知事 濱田 省司

2の(1)のイ中「3.883トン」を「7.391トン」に改め、2の(2)中「7.225トン」を「3.717トン」に改める。

高知県告示第524号の3
 くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業（養殖用種苗に限る。以下同じ。）による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和6年4月1日から同年9月30日まで）の数量に達したため、同法第33条第2項第1号の

規定に基づき、令和6年9月6日から同月30日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。
 令和6年9月5日（揭示済）
 高知県知事 濱田 省司

高知県告示第540号
 平成21年2月高知県告示第133号（高知県行政手続条例の一部を改正する条例による改正後の高知県行政手続条例第44条第1項の公示に関し必要な事項の定め）の一部を次のように改正する。
 令和6年9月17日
 高知県知事 濱田 省司

本文中「高知県ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/>）」を「高知県のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）」に改める。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第53号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,534人である。
 令和6年9月5日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第54号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、162,780人である。
 令和6年9月5日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第55号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
 令和6年9月5日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	89,472人
室戸市・東洋町選挙区	4,125人
安芸市・芸西村選挙区	5,646人

南国市選挙区	12,894人
土佐市選挙区	7,299人
須崎市選挙区	5,540人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,149人
土佐清水市選挙区	3,588人
四万十市選挙区	9,098人
香南市選挙区	9,161人
香美市選挙区	7,094人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,833人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,973人
吾川郡選挙区	7,537人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	8,638人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,275人
黒潮町選挙区	2,939人